

検討委員会様

町づくりの思想と方法（3）「現代的生存権論」

2011年5月11日

法政大学法学部教授

五十嵐 敬喜

前回、私は「町づくりの思想と方法（2）」（2011年5月3日）第三で、罹災者生活再建支援法の限界を指摘し、この法律を『総合的な生活補償の確保』の観点から再構成すべきことを提案した。今回その理論的根拠について補足します。

1 一般的に言えば偶発的、個別的な天災による事故による被害については誰も賠償責任を負わないというのが法理である。しかし、今回のような大災害について、それが天災な災害だとしても、国に何らかの補償を義務付けるのは二つの理由が考えられる。一つは国民の危機を救うことは国家というものの根源的な義務（そのために国民は税などの負担を行う）と考えられること、もう一つは、国民全てに対して憲法25条1項によって『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』が認められているからである。

2 この権利の水準（質と量）は時代によって異なってくる。当初それは有名な朝日訴訟に見られるように「個人の生活」（生活扶助費として月600円の日用品費の妥当性が争われた）の保護基準を巡るものであったが、次第にそれは同2項の「国の社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上義務」に基づいて、社会保障や労働基本権等の分野まで広がり『社会化』するようになってきた。つまり個人の権利保護は個人にとどまることなく、また、金銭給付だけでなく労働条件や福祉の条件などとしても意識され制度化されるようになってきたのである。

3 今回の震災で明らかになったことは人は一人では生きていけないということである。被災者にとって長年の歴史や文化あるいは生活の形態さらには高齢者が多いことなどもあってコミュニティや地域的なつながりの保持は生きていく上で決定的に重要となっている。この観点は今回の被災者だけでなく少子・高齢化が突き進む日本社会において、今後必須の普遍的な要請となってくるだろう。つまり、今回の被災者らが「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、現行法による金銭の支援だけでなく、このコミュニティや地域的なつながりを創り、維持するための様々な「物的保証」をセットにしなければならないのである。これを私は『現代的生存権の保障』と名付け、これを生活再建支援の法的な根拠としなければならないと考えているのである。

4 今後、様々な提案されるだろう検討委員会や復興会議の『理念や具体的な方法』の提言の一切の法的根拠はこの現代的生存権に根拠を有している。また政府に対してこの現代的生存権の具体化として罹災者生活再建支援法の改正に取り組まれんことを要望したい。